

第3章 令和6年度実績

I 消費者行政活性化対策の推進

1 地方消費者行政強化交付金の実績

地方消費者行政強化交付金を活用して、消費生活相談体制の機能強化、市町村支援等消費者行政充実強化のための事業を積極的に推進した。

(地方消費者行政強化交付金・推進交付金)			(単位：円)
年 度	県	市町村	合 計
平成 27 年度	25,651,955	37,009,000	62,660,955
平成 28 年度	36,564,110	34,567,000	71,131,110
平成 29 年度	30,559,041	36,562,000	67,121,041
平成 30 年度	21,146,069	2,783,560	23,929,629
令和元年度	17,203,835	26,398,000	43,601,835
令和 2 年度	13,347,063	23,313,000	36,660,063
令和 3 年度	11,250,869	7,359,000	18,609,869
令和 4 年度	14,954,529	7,489,780	22,444,309
令和 5 年度	17,220,783	6,230,362	23,451,145
令和 6 年度	19,494,786	4,927,680	24,422,466

(地方消費者行政活性化基金)			(単位：円)
年 度	県	市町村	合 計
平成 21 年度	19,988,054	34,856,000	54,844,054
平成 22 年度	27,867,898	163,206,000	191,073,898
平成 23 年度	28,470,762	79,498,000	107,968,762
平成 24 年度	9,080,785	38,571,000	47,651,785
平成 25 年度	28,674,839	36,893,000	65,567,839
平成 26 年度	12,091,630	36,808,000	48,899,630
平成 30 年度	0	25,139,440	25,139,440
令和元年度	0	0	0

※基金精算

2 実施した主な事業の概要（地方消費者行政強化交付金関係）

消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図るため、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、消費者の安全・安心を守るための啓発などの各種事業を実施した。

(1) 県が実施する事業

○老人クラブ連携事業

群馬県老人クラブ連合会に、消費者被害防止啓発用品（リーフレット・ウェットティッシュ・モバイルクリーナー）を配布。

○特殊詐欺被害防止キャンペーン

特殊詐欺等被害防止キャンペーン啓発用品の配布、特殊詐欺電話対策装置のプレゼント企画を実施。

○高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク構築事業

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置促進を図るため、「消費者被害防止のための見守り力アップ講座」をみどり市及び邑楽町で計 5 回開催。参加者数合計 56 名。

○食物アレルギー理解促進事業

「食物アレルギー理解促進多言語パンフレット」を作成。（食品・生活衛生課）

○食品ロス「ゼロ」推進

消費者及び食品ロス削減に取り組む関係者を対象として、食品ロスに関する知識を習得できる講演や展示等を開催。（廃棄物・リサイクル課）

（２）市町村に対する支援

○市町村補助金の交付

Ⅱ 総合的な消費者行政の推進

1 群馬県消費生活問題審議会の開催

期 日	内 容
令和6年11月7日	1 群馬県消費生活問題審議会会長の互選について 2 本県における消費者教育について 3 第2次消費者基本計画の進行管理及び総括について 4 第3次消費者基本計画の進行管理について

2 市町村消費者行政担当課長・各市町村消費生活センター所長合同会議の開催

期 日	内 容
令和6年5月13日 (対面開催)	1 消費者行政推進について【企画指導係】 ・消費者安全確保地域協議会について ・事業者指導について ・地方消費者行政強化交付金について 2 消費者支援関係について【消費者支援・防犯係】 ・エンカル消費の普及啓発について ・令和5年度消費生活相談の状況（暫定値）について ・市町村センターの支援体制等について ・商品テスト、家表法等に基づく立入検査及びメールマガジンについて ・消費者教育・啓発事業について ・令和6年度多重債務者無料相談会について ・消費生活相談のDX化に向けた対応について

3 身近な消費生活センターで相談が受けられる体制の支援 (単位：%)

年 度	整 備 状 況	市町村整備率
平成21年度以前	1 全市（12市）が消費生活センターを設置	34.3
平成22年度	1 甘楽町、玉村町、大泉町、邑楽町及び吾妻郡（一部事務組合）が消費生活センターを設置	62.9
平成23年度	1 板倉町、明和町が消費生活センターを設置 2 片品村、川場村、みなかみ町、昭和村が沼田市に、千代田町が大泉町に消費生活相談業務を委託	82.9

平成 24 年度	1 榛東村、吉岡町が渋川市に、上野村、神流町が藤岡市に、下仁田町、南牧村が富岡市に消費生活相談業務を委託 2 平成 22 年度以降に消費生活センターを設置、又は相談業務を受委託した市町村をフォロー	100.0
----------	---	-------

Ⅲ 消費者被害防止対策の推進

1 高齢者等消費者被害防止対策

○具体的施策の主な内容

対 策 の 種 類	概 要
①被害防止啓発	・民間事業者との見守り協定に基づく情報提供等（11 者） ・県老人クラブ連合会に消費者被害防止啓発用リーフレット（10,000 部）、ウェットティッシュ（4,000 個）、モバイルクリーナー（4,000 個）を配布
②共同キャンペーン	関東甲信越各都県、政令市及び国民生活センター共同で、悪質商法の被害防止キャンペーンを実施 ・被害防止啓発リーフレット 44,000 部、ポスター 130 部作成（図 1） ・「高齢者特別相談」の実施（令和 6 年 9 月 17 日～18 日） （図 1）
③メールマガジン「消費者ホットぐんま」配信	（登録者）763 人（令和 7 年 3 月末現在） （配 信）定期購入や点検商法による契約トラブル、商品トラブルの注意喚起等 24 回
④緊急情報の発信	市町郡消費生活センターと、特に注意が必要な相談についてタイムリーに情報共有を行った。
⑤見守り体制の強化	「消費者被害防止のための地域見守り力アップ講座」を開催 ・みどり市 10 月 24 日（木）、11 月 7 日（木）、11 月 14 日（木） ・邑楽町 10 月 30 日（水）、11 月 11 日（月）



2 若年層消費者被害防止対策

（1）出前講座の実施

高校生や大学生、専門学校生を対象に消費者被害未然防止のための出前講座を実施した。

実施回数：11 回、対象者：1,358 人

（2）関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン

- ① 特別相談「若者のトラブル 110 番」の実施（令和 7 年 1 月 9 日～10 日）
- ② 被害防止啓発リーフレット 52,000 部、ポスター 287 部作成（図 2）



（図 2）

(3) 緊急情報の発信

注意が必要な相談について市町郡消費生活センターとタイムリーに情報共有を行った。

3 多重債務者対策

平成 19 年 4 月、多重債務者対策本部（内閣）による「多重債務問題改善プログラム」の決定を受けて、同年 6 月に本県の多重債務者対策を協議するとともに、庁内関係部署、警察、関係団体等との連携を強化するため、「群馬県多重債務者対策協議会」を設置した。この協議会による取組方針に基づき、多重債務者無料相談会を実施した。

(1) 群馬県多重債務者対策協議会等の開催

ア 群馬県多重債務者対策協議会

期 日	内 容
令和 7 年 2 月 3 日 (県庁開催)	1 令和 6 年度多重債務者対策取組状況について 2 令和 7 年度多重債務者対策取組方針（案）について

イ ワーキンググループ会議等の開催

取組方針に基づいて具体的な実施方法等を検討するため、ワーキンググループ会議を開催した。

期 日	内 容
令和 6 年 5 月 14 日 (オンライン開催)	1 令和 5 年度多重債務者無料相談会の実施結果について 2 令和 6 年度多重債務者無料相談会の実施方針について
令和 7 年 2 月 3 日 (オンライン開催)	1 令和 6 年度多重債務者無料相談会の実施結果について 2 令和 7 年度多重債務者無料相談会の実施方針について

(2) 多重債務者対策取組状況

ア 通常の消費生活相談の中での多重債務相談

相談員が来所を促して債務の状況等を聞き取り、債務整理の方法等を説明するとともに、法律専門家を紹介し債務整理に当たった。

イ 多重債務者無料相談会の開催

県、市町村、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体と合同で、10 回開催した。相談会は、法律専門家による「債務整理相談」及び多重債務者支援団体による「生活再建相談」のほか、保健師などによる「こころの健康相談」を併せて実施した。

【多重債務者法律相談会の開催状況】

(単位：件)

開催日	受付時間	相 談 会 場	相談件数
7 月 28 日 (日)	13:00～14:30	群馬県庁	7
8 月 7 日 (水)	17:30～18:30	藤岡市役所	3
8 月 24 日 (土)	13:00～14:30	沼田市消費生活センター	3
9 月 7 日 (土)	13:00～14:30	高崎市役所	5
9 月 27 日 (金)	17:30～18:30	桐生市健康福祉会館	4
10 月 9 日 (水)	17:30～18:30	伊勢崎市役所	2
10 月 26 日 (土)	13:00～14:30	吾妻郡消費生活センター	3
11 月 2 日 (土)	13:00～14:30	太田市綿打行政センター	6
11 月 22 日 (金)	17:30～18:30	前橋市消費生活センター	3
12 月 7 日 (土)	13:00～14:30	館林市郷谷公民館	6
合 計 (10 回)			42

ウ 相談窓口と法律専門家等との連携

群馬弁護士会消費者問題対策委員会及び群馬司法書士会のホームページを、県ホームページにリンクすることにより、相談対応の連携を図っている。

エ 相談窓口の周知

広報チラシ・ポスターの配布、ラジオ放送、県公式 SNS での投稿、消費生活課広報誌・ホームページ・メールマガジンへの掲載などにより周知を行った。

4 特殊詐欺対策

全国的にオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害が多数発生しており、令和 6 年における県内の特殊詐欺被害の約 6 割は 65 歳以上の高齢者であることから、高齢者の被害防止のため、各種事業を実施した。

(1) NO! 詐欺キーパー講座：2 回 148 人

高齢者に身近な存在である「子ども世代(家族)」や「見守り者」を対象に、詐欺の手口や対応策及びサイバー犯罪や金融犯罪の実態について学ぶ講座を開催し、水際の被害を阻止できるサポーターを養成した（各回現地とオンラインのハイブリッド開催）。

(2) 高齢者向け体験・実践型研修：23 回 788 人

詐欺の模擬電話等を体験し、対応(断り方など)を実践することにより、特殊詐欺等に対する対応力を身に付ける研修を実施した。

(3) 大人向け防犯出前講座：21 回 711 人

空き巣や忍び込みなどの侵入盗対策のほか、特殊詐欺被害防止対策に係る講座を県内各地で実施した。

(4) 特殊詐欺被害防止キャンペーン

9 月 16 日から 10 月 31 日を特殊詐欺被害防止強化期間として、警察、市町村、特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関と連携して、被害防止の啓発を集中的に実施した。

ア 特殊詐欺等根絶協議会と連携した広報啓発
ポスター 4,000 部
チラシ 100,000 部
啓発物品（ポスターカレンダー）100,000 枚

イ 特殊詐欺電話対策装置のプレゼント企画やインターネット広告等の実施
被害防止と「特殊詐欺電話対策機器」の普及を図るため、「特殊詐欺電話対策装置」を抽選で県民 1,000 名にプレゼントする企画を実施（応募者：2,682 名）した。

(5) 群馬県特殊詐欺等根絶協議会運営

特殊詐欺や悪質商法の根絶に向けた会議を開催し、連携強化を図った。

令和 6 年度

第 1 回会議

日 時：令和 6 年 7 月 19 日（金）14:30～

議 事：・特殊詐欺に関する現状及び取組状況について
・特殊詐欺等根絶対策に関する事業について
・SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の手口の説明

第 2 回会議

日 時：令和 7 年 1 月 24 日（金）14:00～

議 事：・特殊詐欺の未然防止に貢献した事業者・団体への感謝状贈呈、
受賞者取組報告
・特殊詐欺被害の現状及び取組状況について
・特殊詐欺被害防止に関する事業について

(6) 特殊詐欺被害防止広報啓発 110,000 部

特殊詐欺を未然に防止するため、「特殊詐欺被害防止マニュアル」を作成し、市町村民生委員と連携して、ひとり暮らし高齢者等へ戸別配布した。

Ⅳ 消費生活相談機能の充実と被害救済

1 消費生活相談体制

(1) 消費生活相談体制

ア 消費生活相談員 8人(週4日勤務等)

平日及び土曜日に消費生活相談を実施

(単位：人)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
消費生活相談員	8	8	8	8	8	8	8	8
試験調査員	1	1	1	1	0	0	0	0

イ 相談件数の推移

(単位：件)

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
4,032	4,372	4,407	4,130	3,953	3,478	3,650	3,497	3,356

ウ 弁護士による法律相談

消費生活センターで受け付けた苦情相談で法律相談が必要な事案について実施

(令和6年度：毎月第2・第4水曜日に実施)

(単位：件)

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
74	77	60	57	54	55	51	32	54

(2) 消費生活相談員研修

国民生活センター主催の消費生活相談員研修専門事例・講座等を相談員8人が受講し、相談体制を強化した。

2 商品テスト事業

(1) 年度別テスト実施状況

(単位：件)

内 容	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
苦情相談テスト(製品事故、商品トラブルの原因究明)	13	4	6	5	1	2
試買テスト	0	0	0	0	0	0
啓発テスト(賢い消費者の育成を目的にしたもの)	1	0	0	0	0	0
小 計	14	4	6	5	1	2
専門情報の提供(商品に関する科学的、技術的アドバイス)	76	96	134	94	87	109

(2) 苦情相談テスト(2件)

商品に関する相談を解決するためにテストを行った。

分 類	件数	主 な 事 例
生活用品ほか	2	薬用クリームの性状、カーテンのキズ

(3) 技術情報の提供(109件)

相談解決のための専門情報(食料品 30、住居品 17、教養娯楽品 12、保健衛生品 12、保健・福祉サービス 9、車両・乗り物 6、被服品 6(うちクリーニング 4)、他 17)

3 県内消費生活センターへの支援

(1) 消費生活相談員技術向上研修会

県内消費生活センターの相談機能をより充実するため、相談員及び職員を対象とした研修会を実施した。

(単位：人)

開催日	講 師	内 容	参加人数
6月21日	外部の消費生活相談員等	・消費生活相談の業務や心構えについて ・消費生活相談員資格について ・PIO-NET 入力の基本的事項	23
7月9日	大学教授・弁護士	・消費者法学	24
8月29日	弁護士	・事例検討	23
9月19日	専門機関	・インターネット取引におけるトラブル	25
10月18日	専門機関	・金融トラブル事例、多重債務者 ・自動車製造物責任	22
11月13日	弁護士、大学講師	・消費生活相談における困難事例の解説 ・消費者教育	20
12月3日	弁護士	・消費者法学	25

(2) 市町郡巡回訪問

県消費生活センター相談員及び職員により、県内市町郡消費生活センターの巡回訪問を実施した。

- ・巡回訪問：13回（13市町郡センター）実施

V 消費者の自立支援と消費者教育・啓発の推進

1 各種出前講座やセミナーの開催

(1) 消費者被害防止出前講座の開催

(単位：回、人)

対 象		回 数	参 加 者
出前講座	高校生	10	1,284
	大学生・専門学校生	1	74
	高齢者	27	907
	その他	6	317
合 計		44	2,582

(2) 消費者月間の実施

県民に対して効果的に消費者問題に関する啓発を行うため、令和6年度のテーマ、「デジタル時代に求められる消費者力とは」に基づき、県立図書館及び県民センターの情報発信コーナー」で月間ポスター、リーフレット類、啓発グッズ等を展示し、消費者月間（5月）の周知を行った。

○県立図書館連携展示及びリーフレット等の配布

- ・ 期日：4月27日（土）～5月29日（水）
- ・ 場所：県立図書館

○ポスターの展示やリーフレット・啓発物品の配付

- ・ 期日：4月16日（火）～5月14日（火）
- ・ 場所：群馬県庁2階 県民センター 情報発信コーナー

2 情報の提供

(1) ぐんまぐらしのニュースの発行（図3）

号（発行月）	内 容
375号（7月）	・ 消費生活センターってどんなところ？ ・ サポート詐欺にご注意ください ・ 個人の借金に関する無料相談会を開催します
376号（10月）	・ 11月は「製品安全総点検月間」です ・ これからの季節に気を付けたい製品事故 ・ 令和5年度 群馬県内の消費生活相談の状況
377号（3月）	・ その契約、「クーリング・オフ」できるかも！？ ・ 新生活が危ない！春に気を付けたいトラブル



(図3)

(2) 緊急情報提供（再掲）

注意が必要な相談情報を県内市町郡消費生活センターへ提供し、注意喚起等を行った。

① 催眠商法を行う事業者について

提供回数	1回
------	----

(3) メールマガジン「消費者ホットぐんま」による情報提供（再掲）

月に1～2回程度配信し、点検商法や悪質商法への注意喚起や「ぐんまぐらしのニュース」の情報等をメールで配信するとともに、読者の募集を定期的に行った。

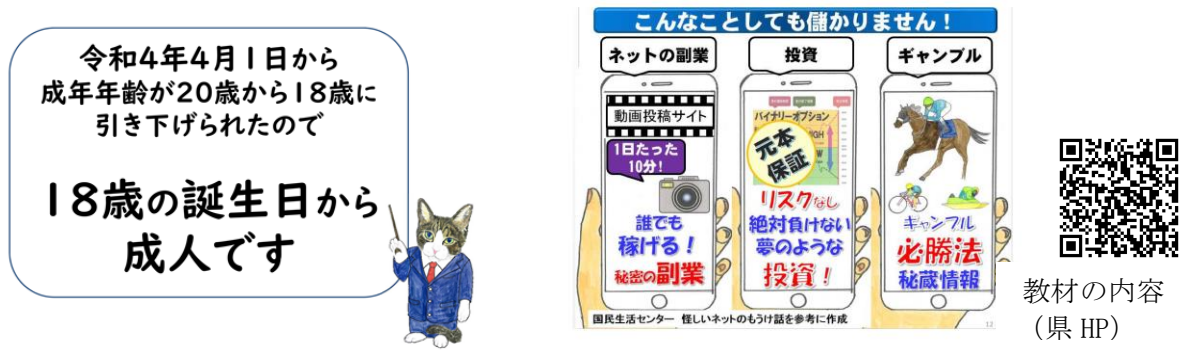
配信回数	24回
------	-----

(4) 消費生活センター内展示

消費生活センター入口に消費者被害防止等のポスター掲示やパンフレットを設置し、消費者啓発を図った。

3 教材等の作成

令和元年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材（高校生向け）」及び令和3年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材（特別支援学校向け）」を更新し、各高等学校等での活用を推進した。



VI 消費者取引の適正化推進

1 特定商取引法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置			条例に基づく措置			行政指導			
	指示	業務停止	業務禁止	勧告	情報提供	公表	文書指導	口頭指導	注意	計
平成18年度	—	—	—	—	—	—	2	4	18	24
平成19年度	—	—	—	—	1	—	2	9	20	31
平成20年度	—	2	—	2	—	1	1	8	11	20
平成21年度	—	—	—	1	—	—	1	8	6	15
平成22年度	1	1	—	2	1	—	—	10	2	12
平成23年度	—	1	—	—	—	—	—	7	—	7
平成24年度	1	—	—	1	—	—	—	7	1	8
平成25年度	1	1	—	—	—	—	—	7	1	8
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	6	1	7
平成28年度	—	1	—	1	—	—	1	3	—	4
平成29年度	—	1	—	1	—	—	—	5	—	5
平成30年度	1	2	2	1	—	—	—	4	—	4
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和2年度	1	1	3	—	—	—	—	2	—	2
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6

注1 「口頭指導」は来庁させた上で指導確認書又は業務改善計画書等を求めたもの。

2 「注意」は現地訪問又は架電して口頭指導のみを行い、指導確認書等を徴さないもの。

3 「公表」は条例第26条第2項に規定する「資料提出要求」に応じなかったことに対する措置。

2 景品表示法・群馬県消費生活条例に基づく事業者指導等の実績 (単位：件)

区分 年度	法に基づく措置	条例に基づく措置			行政指導等		
	指示・措置命令	勧告	情報提供	公表	文書注意	口頭注意	アドバ イス
平成 18 年度	—	—	—	—	2	5	—
平成 19 年度	—	—	—	—	—	9	—
平成 20 年度	—	—	—	—	1	8	—
平成 21 年度	—	—	—	—	—	5	7
平成 22 年度	—	—	—	—	2	5	4
平成 23 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 24 年度	—	—	—	—	2	6	4
平成 25 年度	1	—	—	—	—	13	13
平成 26 年度	H26. 12 法改正 (指示→措置命令)	—	—	—	—	2	9
平成 27 年度	—	—	—	—	—	4	11
平成 28 年度	—	—	—	—	—	3	7
平成 29 年度	—	—	—	—	—	5	9
平成 30 年度	—	—	—	—	—	2	—
令和元年度	—	—	—	—	—	7	4
令和 2 年度	—	—	—	—	—	1	10
令和 3 年度	—	—	—	—	—	2	26
令和 4 年度	—	—	—	—	—	2	26
令和 5 年度	—	—	—	—	—	2	19
令和 6 年度	—	—	—	—	—	1	14

VII 消費生活協同組合運営の適正化推進

1 指導検査の実施

消費生活協同組合における、消費生活協同組合法等法令遵守の徹底や不祥事の防止を図る観点から、計画的な指導検査を実施した。

(令和 6 年度の指導検査実施状況：4 生協)

期日	実施生協
令和 6 年 11 月 22 日	群馬大学生生活協同組合
令和 6 年 12 月 9 日	はるな生活協同組合
令和 7 年 1 月 10 日	北毛保健生活協同組合
令和 7 年 1 月 24 日	上毛共済生活協同組合

Ⅷ そ の 他

1 製品の安全確保

令和6年度立入検査実施状況（35市町村で実施した結果を集計）

（1）家庭用品品質表示法 【立入販売店舗数 65店舗（実数）】 （単位：項目、点数）

	実施項目数	一部不備点数	表示者不明点数
繊維製品（ハンカチ等）	3	0	0
合成樹脂加工品（食器等）	2	0	0
電気機械器具（電気ホットプレート等）	2	0	0
雑貨工業品（ティッシュペーパー等）	3	0	0
計	10	0	0

（2）消費生活用製品安全法 【立入販売店舗数 58店舗（実数）】 （単位：店、点）

品 目 名		検査総 店舗数	不適正表示点数		
			一部 不備	無表示	総点数
特 定 製 品	乳幼児用ベッド	58	0	0	0
	携帯用レーザー応用装置	58	0	1	1
	浴槽用温水循環器	58	0	0	0
	登山用ロープ	58	0	0	0
	家庭用圧力なべ及びかま	58	0	0	0
	乗車用ヘルメット	58	0	0	0
	石油給湯器	58	0	0	0
	石油ふろがま	58	0	0	0
	石油ストーブ	58	0	0	0
	ライター	58	0	0	0
	磁石製娯楽用品	58	0	0	0
	吸水性合成樹脂製玩具	58	0	0	0
特定保守製品	石油給湯器	17	0	0	0
	石油ふろがま	17	0	0	0
計（延べ数）		730	0	1	1

（3）リコール情報の案内

製品安全関係のホームページを作成し、「消費者庁リコール情報サイト」へのリンクを設定し、注意喚起した。

2 金融広報推進

(1) 金融知識の普及

ア 金融・経済講演会

日 時：令和6年11月16日（土）

会 場：群馬県公社総合ビル 多目的ホール

演 題：「私たちの暮らしとSDGs」

講 師：ジャーナリスト 国谷裕子 氏

参加者：300名

イ 「ぐんま金融広報だより」 年1回発行（7年3月）

作成部数：2,000部

配 布 先：各市町村、各消費生活センター、各教育機関（学校含む）、各公民館、各地域包括支援センター、各社会福祉協議会、金融広報アドバイザーによる出前講座の受講者、群馬県金融広報委員会委員など

ウ 群馬県金融広報委員会のホームページ更新（随時）

エ 金融広報中央委員会※、J-FLEC（日本金融経済教育推進機構）の発行刊行物や各種コンクール募集を広報

※金融広報中央委員会は、J-FLEC に事業を移管・承継し、令和6年10月31日に解散した。

(2) 金融教育の支援

J-FLEC 認定アドバイザー※による出前講座（41回実施）

市町村や図書館、公民館などの公的機関、自治会などの地域団体、地域包括支援センターなどの社会福祉団体、学校やPTAなどが主催する講演会や学習会などに金融広報アドバイザーを派遣し、身近な金融に関する幅広い知識・情報の提供や金銭金融教育等の学習支援を行った。

※令和6年9月30日までは「群馬県金融広報アドバイザー」